

かいじ号



No.92

5月は「消費者月間」です!

平成21年度統一テーマ：「消費者新時代 消費者が主役」

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発活動などを集中的に行っています。

平成20年度も、事故米問題や食品の産地偽装、こんにゃく入りゼリーによる死亡事故の再発など、食への不安・不信を増幅させる事件・事故が相次ぎました。

一方、高齢者を狙った点検商法や催眠商法の消費者トラブルのほか、「必ず儲かる」などと誘う金・原油・外国為替の相場取引やネズミ講まがいの出資話など、投資的な金融商品に関するトラブルが続発しています。

また、依然として、ハガキ・電子メールなどによる架空請求、オレオレ詐欺や還付金詐欺が後を絶たない中、景気低迷に伴い融資保証金詐欺が増加する懸念もあり、引き続き振り込め詐欺には十分注意する必要があります。

消費者の皆さんも、この月間を契機に、消費生活に関する新しい情報や正しい知識を身につけ、「賢い消費者」として、消費者が主役となる社会の構築に積極的に参加しましょう。

消費者月間関連のイベント情報

	消費生活情報展	移動県民相談	消費者フェスティバル
開催日時	5月1日(金)～5月28日(木) 午前8時30分～午後7時	5月19日(火) 午前10時～午後3時	5月9日(土) 午後1時30分～
会場	県民情報プラザ2階 甲府市丸の内1-8-5	北巨摩合同庁舎 韮崎市本町4-2-4	県立男女共同参画推進センター (ぴゅあ総合)
内容	「賢い消費者」になるための パネル展示	消費生活相談(契約トラブル・多重 債務問題)など	消費者問題に関する講演会、 お楽しみ市
問合せ先	県民生活センター 055-223-1571		県庁消費者安全・食育推進課 055-223-1352

県民生活センター移転のお知らせ

県民生活センターは、平成18年4月、旧 消費生活センターと、旧 県民相談センターが統合されて、県民情報プラザ内に設置されました。

この度、県民情報プラザの解体等に伴い、平成21年6月から次のとおり移転することとなりました。県民の皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

移 転 日 平成21年6月1日
 移転先住所 〒400-0035甲府市飯田1-1-20 JA会館5階
 電話番号 現在と同じ
 055-235-8455(消費生活相談)
 055-223-1366(法律・交通事故・土地住宅・労働・内職・行政相談)



※地方相談室(南都留合同庁舎1階)は移転しません。

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。



「食育」って？

食べることは、人間が生活していく上で欠かせないものです。しかし、お腹が満たされれば何を食べても良いというわけではありません。生涯にわたって心身共に健康で、健全な食生活を送ることができるように、料理教室への参加や農作物栽培、農業者や食品製造業者との交流など、食に関する様々な経験を通じて食の大切さを学び、食品の安全や栄養などについて正しい知識を身につけていくことが必要です。自ら「食」を選択する適切な判断力を養うこと、それが「食育」です。



食育推進ボランティアを利用してください！

県では、料理教室や農業体験など「食」に関する活動をしている方々に「食育推進ボランティア」として登録していただいています。「子供たちに食の大切さを教えて欲しい」、「郷土料理の作り方を教えて欲しい」、「農業体験をしたい」、「食生活について相談したい」などの希望がある方は、ぜひご利用ください。

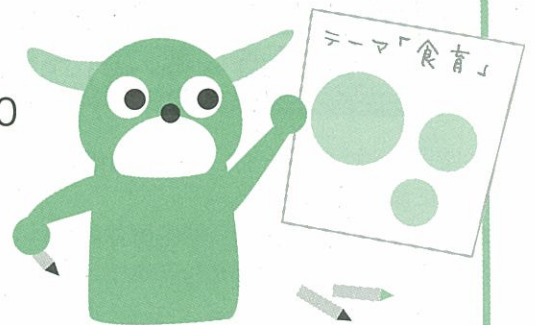
ボランティア団体、活動内容、利用方法の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：山梨県 消費者安全・食育推進課 電話：055-223-1588

食育推進シンポジウムを開催します！

「食」は“いのち”の源！豊かな心や丈夫な体を育むために欠かせないものです。今回は、農業体験や生産者と消費者の交流を通じた食育をテーマに考えてみます。多くの皆さんの参加をお待ちしています

日時	平成21年6月11日(木)午後1:30~4:30
場所	山梨県立文学館 講堂
内容	基調講演、シンポジウム
参加費	無料



◎ 申し込み、お問い合わせはこちらまで！ ◎

山梨県 消費者安全・食育推進課

電話 055-223-1588

FAX 055-223-1587



お米の表示が変わります

包装されたお米には、JAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」に従って、表示が義務付けられています。

平成21年1月9日から、お米の表示（原料玄米欄）が変わりました。

表示例（一括表示欄の原料玄米部分）

（単一原料米の場合（例））

【改正前】

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	〇〇県	△△ヒカリ	20年産	100%



【改正後】

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 〇〇県	△△ヒカリ	20年産

新たに「単一原料米」と記載

使用割合欄を削除

（複数原料米の場合（例））

【改正前】

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			100%
	（〇〇県	△△ヒカリ	19年産	90%
	××県	□□ニシキ	19年産	10%



【改正後】

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
	（〇〇県	△△ヒカリ	19年産	9割
	××県	□□ニシキ	19年産	1割

%から割に変更

※ただし、平成22年3月31日までに販売されるものについては、これまでの表示も認められています。

食品安全110番

食品表示に関する疑問やご相談を受け付けていますので、お気軽にお電話下さい。

相談電話番号 055-223-1638

受付時間:午前8時30分～午後5時(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

重要なお知らせ

事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタートしました。



製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」*では、メーカーなどに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品（特定保守製品）を購入した場合は、所有者登録をしましょう。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

対象製品（特定保守製品）



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



石油給湯機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

現在お使いの製品*も
点検可能ですので、
詳しくはメーカーに
お尋ねください。

※平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品

【この制度のお知らせホームページ】 http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

【この制度の問い合わせ先】 経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせ下さい。

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 03-3501-4707(直) 関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 048-600-0409(直)

消費者団体訴訟制度の拡充～差止請求の対象拡大～

消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣の認定を受けた団体（適格消費者団体）に、同じ消費者被害が拡大する前に事業者の不当行為を差し止める請求権（訴訟の提起）を認める制度で、消費者契約法に違反する事業者の行為（不当な勧誘行為・契約条項の使用）を対象に、平成19年6月から導入されました。

平成21年4月1日*からは、景品表示法及び特定商取引法に規定する不当行為も対象に加わったことにより、消費者被害の拡大を防ぐため、行政処分などの法執行とは別に、柔軟かつ迅速な対応をとることができます。

*特定商取引法に関連する改正規定の施行期日は、特定商取引法・割賦販売法改正法の施行日になります。

景品表示法に規定する不当行為～ウソの表示・大げさな表示～

商品・サービスに関する実際の内容より、著しく優良あるいは有利であると誤認される表示

特定商取引法に規定する不当行為～ウソの説明・強引な勧誘行為など～

訪問販売・通信販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引・特定継続的役務提供（エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスの6業種）・業務提供誘引販売取引における不実告知や威迫・困惑などの不当な勧誘行為、あるいはクーリング・オフを無意味にするような特約などを含む契約の締結

消費者は、適格消費者団体（全国で7団体：平成21年3月末日現在）へ事業者の不当行為の情報を積極的に提供するとともに、差止請求の結果をご自身の被害救済に活用しましょう！また、適格消費者団体の活動に賛同した場合には、会員登録・寄附を行いましょ。

適格消費者団体の情報（内閣府ホームページ） <http://www.consumer.go.jp/index.html>

編集発行：山梨県企画部県民室消費者安全・食育推進課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588 平成21年5月号

(旧 県民生活課、食の安全・食育推進室)

山梨県県民生活センター

甲府市丸の内1-8-5 055(223)1571